

第10章 物資等の供給

■対策の体系と実施機関

体 系	区担当部署	関係機関
第1節 食料の供給	産業経済部	都総務局、都生活文化局、都福祉局、都産業労働局、都中央卸売市場
第2節 飲料水の供給	総務部、健康部	都水道局
第3節 物資の供給	産業経済部	都総務局、都生活文化局、都福祉局
第4節 救援物資の受入れ	産業経済部	都福祉局
第5節 輸送	産業経済部	都総務局、都生活文化局、都福祉局、都産業労働局、都中央卸売市場、（一社）東京都トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合

■自助・共助の役割

区民	・家庭内備蓄の活用に関すること
自主防災組織等	・給水所における飲料水の配布に関すること ・避難所での避難者への食料・物資等の配布に関すること ・要配慮者への飲料水、食料・物資の配布に関すること
事業所等	・事業所内備蓄の活用に関すること

■対策の前提と課題

- 被害想定では、284,088 人の避難者、189,392 人の避難所避難者（避難所外避難者を除いた数）が予想されており、これを対象とした食料・物資の供給が必要となる。
- 都の被害想定では、区の 55.9%の断水が予想されている。これは断水人口で 38 万人に相当し、1 人 1 日 3 リットルとすると、1 日あたり 1,140 m³もの飲料水が必要となる。
- 東京湾岸一帯が大きな被害となり、輸送ルートの途絶、供給対象者が膨大な数となるため、物資の途絶が 3 日以上となる可能性がある。また、全国からの応援隊も分散して配置されるため、当初は、応援がなくとも最低限の飲料水・食料等を区内で自活する体制を構築する必要がある。
- 発災後 1 週間以降は、全国の自治体・企業・団体・個人からの救援物資が届けられるが、保管場所の不足、物資供給のノウハウの不足から物資の供給機能不全に陥る可能性がある。

■対策の現状

1 食料

- 避難者に対する食料の備蓄として、クラッカー、アルファ米など、概ね 65 万食分を確保し、備蓄倉庫に保管している。
- 被災乳幼児（2 歳未満）用として粉ミルク等を 3 日分確保している。
- 米穀、副食品、加工食品、生鮮食料品の調達について、あらかじめ区内のスーパー、小売店の組合等の業界団体と協定を締結している。

2 飲料水

- 給水所 2 か所と応急給水槽 6 か所に 26,100 m³の飲料水があり、断水人口が 38 万人とすると約 22 日分が区内に備蓄されている。
- 給水資器材として、ウォーターバルーン 36 個、1 トンタンク 8 個、0.5 トンタンク 2 個、

20 リットルタンク 530 個が備蓄されている。

3 備蓄倉庫・輸送拠点

- 備蓄倉庫を4か所に設置している。
- 発災直後から必要となる物資（食料、毛布、ブルーシート等）を全小・中学校等に分散配備している。
- 全国から届けられる救援物資の受入れ場所として、広域輸送基地（都の運営）・地域内輸送拠点（区の運営）が定められている。

■対策の方針

1 飲料水の供給

- 発災後3日間は、各自の備蓄で充当することを基本とする。
- 発災後、できるだけ早期に給水所と応急給水槽での給水活動を開始し、断水率の高い地域から順次、避難所給水拠点（最大13か所）を設け、より身近なところでの給水を可能とする。

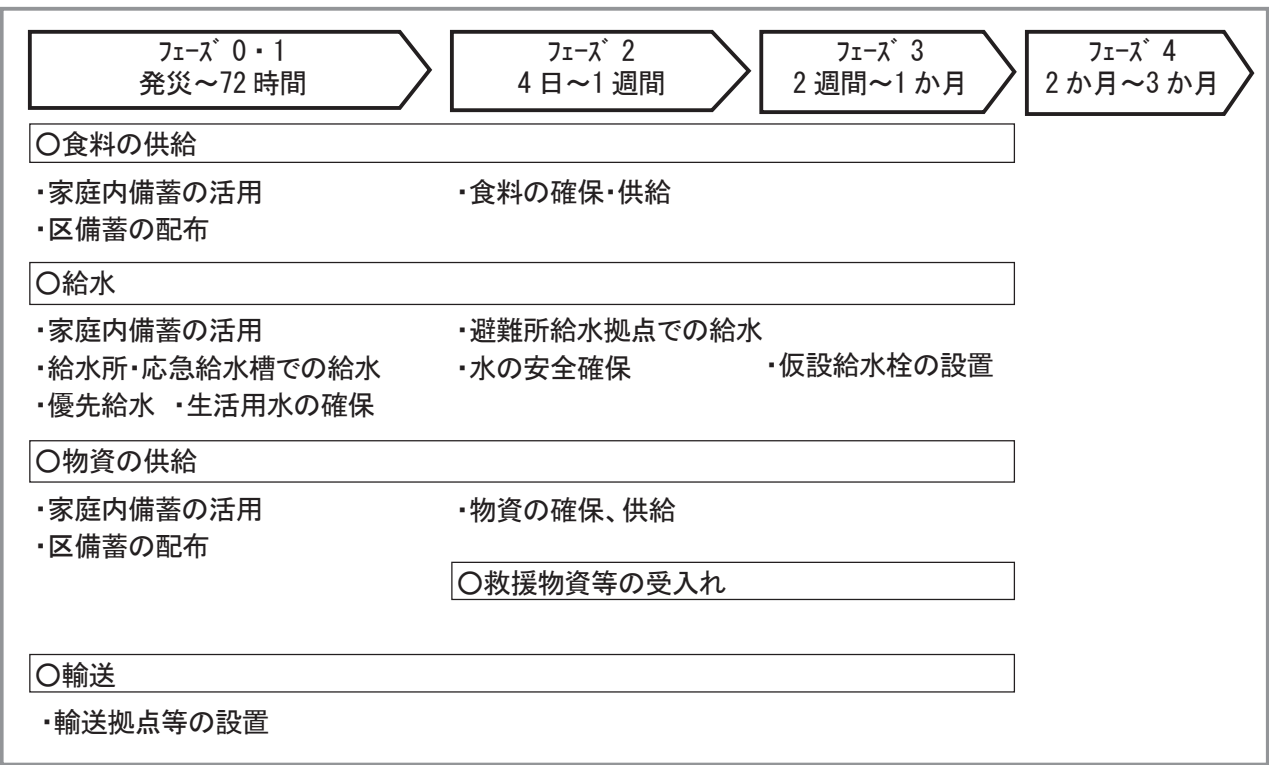
2 食料・生活必需品等の確保

- 発災後3日間は、各自の備蓄で充当することを原則とする。
- 発災直後に避難所で備蓄物資を避難所運営協議会に引き渡し、各避難所の裁量にて配布を行う。また、区内業者が保有する食料品等を調達し、避難所で提供する。
- 3日目までには全国からの救援物資、自衛隊の炊き出し供給ができるように体制を整え、4日目から公的な供給を開始する。

3 救援物資の受入れ

- 発災後3日目には、全国からの救援物資を受け入れる体制を構築する。ただし、個人等からの義援物資については、当面は原則受入れをしない。

■対策の流れ



第1節 食料の供給

1 家庭内備蓄の活用

区民及び事業所は、自力で食料が確保できない場合、災害当初の3日間は、家庭及び事業所内で備蓄する食料を活用することを原則とする。

2 備蓄の供給

(1) 区の備蓄

区は、あらかじめ避難所に分散配備している食料備蓄を活用し、状況に応じて避難者へ供給する。

(2) 都の備蓄

都が区内に事前配置している備蓄物資は、都福祉局長の承認を得て区が輸送して配布する。ただし、緊急を要する場合は、事後報告とする。

また、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

3 食料の調達及び供給

災害発生当初の食料供給については備蓄物資を基本とするが、可能な限り区内の小売店業者等から食料品、粉ミルク等を調達し、避難所に供給する。また、区外の大規模小売店等からの食料品については、地域内輸送拠点（総合文化センター・葛西防災施設）に輸送業者の協力を得て集積し、各避難所へ供給する。道路状況が改善し、多量の救援物資が搬入されてきたら、地域内輸送拠点から避難所へ物資を供給する。食料供給が安定してきた場合には、食品の多様化や高齢者等への配慮に努める。

区で調達が困難な場合は、都、協定締結自治体に供給を要請する。更に、自衛隊に炊き出しを要請する。

4 食料の配布

避難所での食料配布は、避難所運営協議会が行うことを原則とする。

なお、配布に際しては、避難所周辺の在宅避難者を含めた配布対応を行う。

5 炊き出し

区から自衛隊等に要請する炊き出し以外は、食料供給の補完として自主防災組織等が自主的に運営するものと位置付ける。

区は、炊き出しを自主的に行うとの要望があった自主防災組織等に対し、資器材等の提供を行う。

第2節 飲料水の供給

1 家庭内備蓄の活用

災害当初の3日間は、家庭及び事業所内で備蓄する飲料水を活用することを原則とする。

2 飲料水の供給

飲料水の供給は、区と都水道局との連携体制により実施する。

なお、給水の基準は、1人1日3リットルを原則とする。

(1) 給水所・応急給水槽

区及び都水道局は、発災後、できるだけ早期に給水所及び応急給水槽にて給水活動を行う。

① 給水所（2か所）

都が応急給水に必要な資器材を設置し、区が区民等への応急給水を行う。

また、都職員の参集を待たずに応急給水が行えるような施設の改造等を行った給水拠点では、給水所の一部を柵で仕切った応急給水エリアの鍵を区等または都職員が解錠し、資器材の設置が不要な蛇口等から、区等による応急給水を行う。

② 応急給水槽（6か所）

区が応急給水に必要な資器材を設置し、区民等への応急給水を行う。

(2) 避難所給水拠点（最大13か所）

区は、断水地区の避難所に避難所給水拠点を定め、ウォーターバルーンを設置し、トラックの給水タンクによって飲料水を運搬し、給水活動を行う。

避難所給水拠点においては、区民等が持参したポリタンク等に給水する。給水活動は、避難所運営協議会等に要請する。

(3) 応急給水体制が整うまでの措置

応急給水体制が整うまでの間は、備蓄飲料とともに協定団体による流通物資であるペットボトル水で対応する。

なお、避難所においては、小・中学校等に既設の受水槽や応急給水栓を使用し、飲料水を確保する。

(4) 優先給水

区は、医療施設及び重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設の状況を把握し、都に優先的な給水を要請する。

(5) 仮設給水栓等の設置

区及び都水道局は、断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水を行う。

〈給水可能な飲料水の備蓄〉（令和5年4月1日現在）

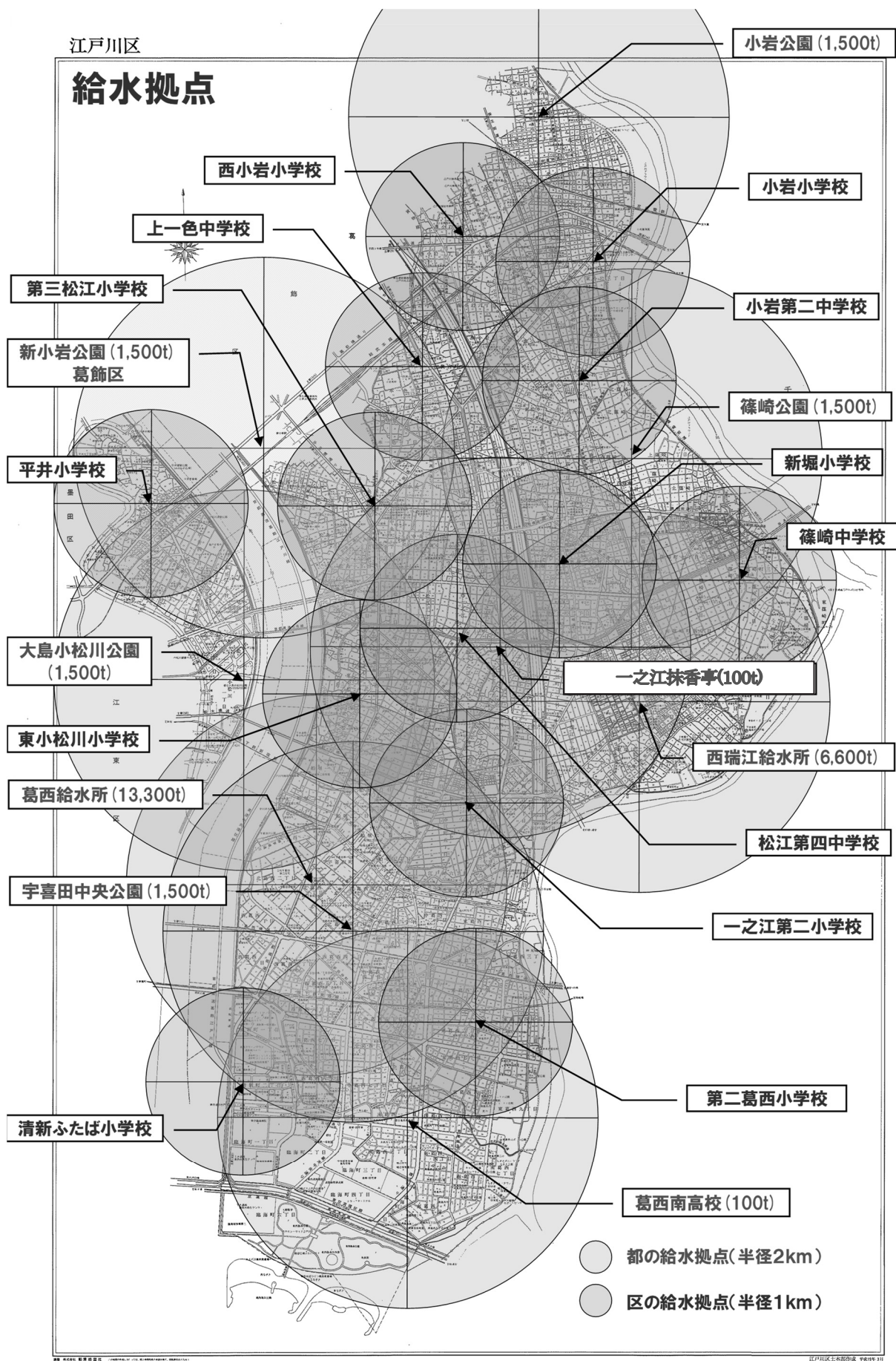
種別	給水拠点	数量	所在地	応急給水容量 m ³
給水所	西瑞江給水所	2 池	江戸川区東瑞江 1-26-2	6,600
	葛西給水所	2 池	江戸川区北葛西 3-9	13,300
応急 給水槽	都立篠崎公園	1 基	江戸川区上篠崎 1-25	1,500
	区立宇喜田中央公園	1 基	江戸川区北葛西 4-15	1,500
	区立小岩公園	1 基	江戸川区北小岩 6-43	1,500
	都立葛西南高校	1 基	江戸川区南葛西 1-11-1	100
	都立大島小松川公園	1 基	江戸川区小松川 1-7	1,500
	一之江抹香亭	1 基	江戸川区一之江 5-14	100
小 計				26,100
学校受水槽（旧校舎含む）		108 基		1,792
合 計				27,892

第4部 初動応急計画【震災編】

〈災害時の給水体制〉（令和5年4月1日現在）

	フェーズ0 (発災直後～6時間)	フェーズ1 (7時間～72時間)	フェーズ2 (4日～1週間)
応急給水 【区・都】		○給水所（2か所） ○応急給水槽（6か所） ○避難所給水拠点（最大13か所） ○仮設給水栓（消火栓） ○仮設配管 ○避難所（小・中学校等） 受水槽・応急給水栓 給水 輸送・補充 ※必要に応じて 給水 給水	給水 給水
協力協定 救援物資 【区】		○協定物資の受入（ペットボトル） ○救援物資の受入（ペットボトル） 供給 供給	
個人備蓄 【区民・事業者】	○ペットボトルの備蓄	3日分の備蓄消費	

- 給 水 所 （ 2 か 所 ）：西瑞江給水所、葛西給水所
- 応 急 給 水 槽 （ 6 か 所 ）：都立篠崎公園、区立宇喜田中央公園、区立小岩公園、都立大島小松川公園、都立葛西南高等学校、一之江抹香亭
- 避難所給水拠点（最大13か所）：発災後、需要の高い地域の避難所（小・中学校等）に設置



3 水の安全確保

(1) 飲料水の消毒

区は、「環境衛生指導班」を編成し、給水する飲料水の消毒効果の確認を行う。

また、消毒効果がない場合は、消毒薬を確保し飲料水の消毒を行い、避難所給水拠点にて自主防災組織が実施可能なように、消毒方法及び消毒の確認方法を区民に指導する。

(2) ライフライン復旧後の確認

ライフライン復旧後、区民が給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、区は飲用の可否等について、適正に周知する。

4 生活用水の確保

災害発生後、断水した場合には、各家庭での水の汲み置きや学校のプール、防災貯水槽及び防災井戸等で確保した水を使用し、水洗トイレ等の生活用水に活用する。活用は、自主防災組織等がバケツ等を用いて行う。

第3節 物資の供給

1 家庭内備蓄の活用

区民及び事業所は、できるだけ備蓄または自宅の毛布や衣料等を活用することを原則とする。

2 備蓄の供給

(1) 区の備蓄

備蓄物資は、自宅が倒壊して物資を持ち出せない被災者に提供する。区は、避難所での必要物資の状況を把握し、（一社）東京都トラック協会等の協力を得て備蓄倉庫の物資を避難所に供給する。

(2) 都の備蓄

食料の供給と同様に行う。

3 物資の調達

食料の調達と同様に行う。

4 物資の配布

食料の配布と同様に行う。

5 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化する。更に、要配慮者、女性、子どもなど避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

区は、これらの変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、女性用物品の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

第4節 救援物資の受入れ

1 救援物資の受け付け

区は、区で食料、物資等の調達が困難な場合、以下のとおり、企業、自治体、団体等からのまとまった量の物資を受け入れる。

- (1) 支援物資（国・都・他自治体、日赤・協同募金等の団体から提供）
- (2) 協定物資（民間企業など各種団体からの協定に基づく提供）
- (3) 義援物資（全国のNPO等団体からの任意提供）

なお、個人からの小口の義援物資は、整理が困難なため受け取らない方針とする。

2 救援物資の受入れ

救援物資は、地域内輸送拠点で受入れを行う。集積された物資は、ボランティア等の協力を得て、仕分け作業を行い、輸送業者により避難所等へ供給する。

物資が多量な場合は、物流業者の倉庫やノウハウを活用するものとする。

第5節 輸送

1 輸送手段の確保

区は、所有する車両では不足する場合は、以下の機関、団体等に輸送を要請する。

- (1) (一社)東京都トラック協会江戸川支部
- (2) 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部
- (3) 都財務局
- (4) 協力協定団体

2 輸送拠点の設置

都および区は、物資等の輸送のため、次の輸送拠点を設置する。

- (1) 広域輸送基地（都管理）および水上輸送基地（区管理）

他道府県からの救援物資の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点として定められたもので、都が必要な作業を実施する一時的積替基地である。

また、補完的拠点として、水上輸送の手段を確保する。

- (2) 地域内輸送拠点（区管理）

広域輸送基地からの救援物資等の受入場所として指定されているもので、区においては、避難所等への食品、医薬品及び生活必需品等の配分拠点となっている。

また、様々な災害ケースに対応できるよう補完施設の確保については、災害時協力協定により民間施設の活用をもって拡充していく。

第4部 初動応急計画【震災編】

〈輸送拠点〉 (令和5年4月現在)

区 分	名 称	所 在 地
広域輸送基地	葛西トラックターミナル	江戸川区臨海町4-3-1
水上輸送基地	臨海緊急用船着場	江戸川区清新町1丁目地先
	上篠崎緊急用船着場	江戸川区上篠崎2丁目地先
	葛西臨海公園	江戸川区臨海町6丁目地先
	一之江橋	江戸川区新堀1丁目1番地先
	東篠崎	江戸川区東篠崎2丁目地先
	鹿骨新橋	江戸川区松本2
	小松川	江戸川区小松川1丁目
	新今井橋	江戸川区江戸川4丁目
	ふれあい橋	江戸川区平井3-1
	平井	江戸川区平井6丁目71番地先
	平井七丁目	江戸川区平井7-2
	なぎさ公園	江戸川区南葛西7丁目3番地先
	今井交通公園※	江戸川区江戸川4丁目9番地先
	スポーツランド	江戸川区東篠崎1丁目8番地先
	ポニーランド	江戸川区篠崎町3丁目23番地先
	船堀	江戸川区船堀1丁目地先
	西葛西	江戸川区西葛西2丁目地先
	篠崎公園	江戸川区上篠崎1丁目25番地先
	小岩菖蒲園	江戸川区北小岩4丁目37番先
地域内輸送拠点	江戸川区総合文化センター	江戸川区中央4-14-1
	葛西防災施設	江戸川区西葛西8-17-1
	小松川防災施設	江戸川区小松川1-7

※今井交通公園防災船着場は令和3年度撤去、令和7年度整備予定。

■今後の課題

効率的に食料や物資の配送整理等を実施するための民間配送業者や輸送に必要なガソリン等の燃料供給のための燃料販売業者との協力体制の整備が課題である。